

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から同年7月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和28年6月1日から同年7月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間については、A社C支店から同社B支店に転勤しており、途中で退職したことはないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社において、昭和26年4月10日に雇用保険被保険者資格を取得し、平成4年7月31日に離職した旨記録されていること、A社から提出された人事記録、申立人から提出された辞令及び同社の回答などから判断すると、申立期間も含め、申立人が同社に継続して勤務し（昭和28年6月1日にA社C支店から同社B支店に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和28年7月の記録から、8,000円（10等級）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行しかたか否かについては、A社はこれを確認できる関連資料が無いと認められ、不明としており、

このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当
時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が
無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係る申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年5月19日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係る申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年3月15日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を、同年3月から同年7月までの期間については600円、同年8月から同年11月までの期間については6,900円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和21年5月19日から22年9月1日まで
②昭和23年3月15日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた昭和21年5月19日から22年9月1日までの期間及び同社C支店に勤務していた23年3月15日から同年12月1日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。昭和19年にA社に入社し、24年に一度退職するまでの期間について、同社各支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、「在籍証明書」及び同社の回答などから判断すると、申立人は、申立期間①については同社B支店に、申立期間②については同社C支店に、それぞれ勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における、申立人の昭和22年9月の記録から600円に、申立期間②については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における、申立人の23年12月の記録から、同年3月から同年7月までの期間については600円、同年8月から同年11月までの期間については6,900円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和21年6月5日）及び資格取得日（昭和21年7月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を240円とすることが必要である

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：大正11年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和21年6月5日から同年7月20日まで

年金事務所に私の夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和21年6月5日から同年7月20日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私の夫は同社に、昭和19年10月1日から54年5月までの期間において継続して勤務しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社（A社の人事厚生関係事務取扱会社）から提出された社員原簿により、申立人が申立期間当時、A社本店に勤務しており、申立期間前後において異動及び勤務形態等の変更の記録は無いことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、当時、A社本社で申立人と一緒に勤務しており、自身及び申立人を含め、社員は全員厚生年金保険に加入していたはずであり、自身は給与から保険料が控除されていたことを記憶している旨の証言が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の昭和21年5月の標準報酬月額から、240円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年3月まで
年金事務所に照会したところ、平成7年9月から8年3月までの期間が未納となっていた。母が国民年金の加入手続を行い、平成8年1月頃に申立期間の国民年金保険料学生免除申請を行ったはずである。

このため、申立期間について保険料の申請免除を行っていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、申立期間は学生であったと主張していたが、当委員会の調査段階において、申立期間は学生ではなかったと説明を変えているところ、学生の身分を有しないものは、学生免除制度の対象とならない。

また、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、平成8年1月頃に申立期間の国民年金保険料申請免除の手続を行ったと主張しているものの、申立人の母は、申立人の国民年金加入手続をしたかについては定かでないとしているほか、国民年金被保険者名簿及び7年10月5日付けでA市区町村から申立人宛てに通知された「国民年金加入のお知らせ」の控えにより、「職権適用」により国民年金第1号被保険者の登録が行われ、年金手帳が送付されたことが確認できることから、申立人の主張は矛盾している。

さらに、仮に、申立人が主張するとおり、平成8年1月頃に国民年金保険料申請免除の手続を行ったとすれば、保険料が免除される月は、申請のあった日の属する月の前月からとなることから、申立期間の一部については免除期間とはならない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月から 32 年 3 月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 30 年 6 月から 32 年 3 月頃までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、当時の資料は残存しておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入等に関しては不明であるとする回答が得られた。

また、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、被保険者記録が確認できる5人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入等について確認できる具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見受けられないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。